

えと思ひますので、厚生年金保険法を施行するにあつて、特に年金の給付をするといふことよりもやはり施設をもつて報いといふことが最もふさわしいのではないかと申すので、実例を申しますと、たとえば英国のロンドンで私も現実に見ましたところでは、大体七、八十から百くらいは老人ホームがたかさんあつて、養老年金はたしか一ポンド七シリングかと思ひますが、その千二、三百円の中千円あまりを老人ホームに支払つて、あとはお小づかいといふようなことで、あまり大規模なものではなく、実に和氣あい／＼として老後の生活を楽しんでおるといふ姿を見て、非常に私もうらやましい感じがしてあります。年をとつたらロンドンへ行つたらいひではないかと思つておるのであります。ところが一方日本では、離婚訴訟の統計なんかを見ても、しゅうと同居するのがいやだといふことが離婚訴訟の大きな原因になつておる。これには住宅難等の問題もありまして、そういうふうなことを考えまして厚生年金保険法を改正して給付額を適当に引上げることと同時に、老後の生活といふものについては単に金銭をもつて保障するのみでなく、やはり施設をも保障してやる、こういうような試みが同時並行的に必要でないかと私は考えるわけでありまして。そういうことで厚生省の方で現在厚生年金保険法に伴う施設がどの程度にあるのか、それにはどれだけの人が入つておられるのか、どの程度の規模のものであるのか、また将来何らかそういう点についての構想があるのかどうか、こういうことを承りたいと思ひます。

○久下政府委員 お話の問題は、私どもとしては法律上福祉施設という言葉を呼んで実施しておるのであります。まだ現在のところとしては、たくさんな施設を行つておられない状況であります。現実に行つておられますのは、御案内のように廃疾のために年金を受給しております人たちに對しまして整形外科の予後の治療をしてあげた方がいいという人が相当ございます。これらの人々に對して、福祉施設という名目で治療費を給付いたしておられます。そのために従前ございましたのは、登別、湯河原及び玉造の三温泉地に病院を設けて、整形外科を中心とする今申し上げたような対象の治療をしなから、かねて一般社会保険の被保険者の治療も扱つておるわけでございます。なお佐賀県の嬉野に国立病院がございますので、これは年金としては施設はございせんが、近所に患者のたまりのようなのを設けて、治療の方は嬉野病院に委託しておるのでございまして。最近になりましてやはりこの施設の拡充の必要を認めまして、東京、大阪に御案内のような厚生年金病院を設けておるわけであります。被保険者の多い北九州の地方や八幡にたいた建設の計画を進めておるような実情でございまして。病院建設の問題につきましては、私どもとしては既存の施設を整備改善する以上に、――今後たいた申上げたもの以上に拡充して行く計画はたいたいたるところ持つておられます。そこで御引例の老人ホームのようなものにつきましても、年金制度としては当然考へてよろしいものとは思つておるのであります。ただお話の英國の事例のようなくあいに參らない実

情がございまして。それは一つには、私どもの方で御提案を申し上げております現在の年金の給付額によりましては、老人ホームに入所してその費用を十分まかなえるかどうかについてまだ多分に懸念があるからでございまして。年金保険として老人ホームを福祉施設としてつくつて行きます場合には、英國の例のように年金受給額をもつてそれが十分まかなえるようなことでなければ、確かに意味がないと思うのでございまして。そういう意味合いにおきまして、老人ホームでもつくろうといふ考へはございましてけれども、ただいま具體的な計画まで進んでおりませんやうな状況であります。

○岡委員 傷害を受けた人の治療を中心とする玉造等の療養所については、私も現地で見ました。またこういうものが大阪、東京、博多等につくられるといふことも聞いておりますけれども、後者の年金給付額が有料老人ホームへ入つてもそこに収容されるために必要な経費を支払うに満たないといふことになれば、その老人は結局子供たちなりを含めたいわゆる家族の負担で老後を養つて行く結果に相なる場合が多いわけですね。厚生年金といふものが憲法の二十五条に保障されたあの精神を多少でも生かして行くという建前に立つならば、六十にもなり六十五にもなつて、生産の余力も非常に乏しいといふやうな人に対しては、長々御苦労さまでしたといつて國がその老後の生活を見守つてやる、こういうところへ行かなければ厚生年金といふもののほんとうの味が出て来ないわけですね。そこで、老人ホームなんというものはどうかと思ふ。厚生保険は相當の積立金も持つてゐる。この積立金が安定なる投資先として、老人ホームといふやうなものをつくつて、受給年金額の中から食費その他必要なものをもらつていうことでやつて行けぬのか。施設の投資資本の元本の償還もそこまでやつて行けば、ほくは割合やつて行けると思ふのですが、その辺のところをもう少し具體的に、お考へがあつたらおつしやつてくだされ。

○久下政府委員 先ほど私がお答えを申し上げましたのは、厚生保険特別会計として直接法律に基く福祉施設を行います場合のことについて申し上げたのでございまして。積立金の運用としてそういう方面に投資をするといふことは、先ほど私が申した趣旨とは違つておられます。そういう意味合いにおきかして、考慮をいたしておるのでございまして、現在積立金の還元融資で養護者の住宅並びに病院の建設に融資をすることにいたしておられます。その事業の中に老人ホームをつくるための融資も考へたらどうかということも、現在考慮のうちにに入れておる次第でございまして。ただこの場合には申すまでもなく、所定の利率に加えて元金の償還をして參らなければなりません。そういうやうな金を借りて老人ホームをつくりました場合、その老人ホームは当然有料で運用されなければなりません。事情もありませんので、地方庁あたりで地方庁の犠牲において積極的にやつてくれるやうな計画が持ち込まれれば格別でございまして、そうでないうやうな場合には、経営上相當困難を伴うであらうといふことも考へまして、ただいまのところとしては、まだ具體的にそういうものをつくることまでは至つておりません。ただ融資の運用先として、今申し上げたやうな適當な相手方があり、積立金を融資した場合の償還も確實であるといふやうな見通しのあるところがあつたれば、計画の中に入れていいものであらうと私どもは考へております。

○岡委員 本年度の積立金、これもかつてどなたか御質問になつたところと思ひますが、大体推定額は千八百十一億と承知しておりますが、その程度でしようか。

○久下政府委員 二十九年年度末は大体お話の通りです。施行が一月なり二月遅れますと予定より少し減りますけれども、大体予定通りです。

○岡委員 その利子は大体どれくらいになりますか。

○久下政府委員 ただいま御引例になりました数字は、二十九年年度末の数字でありますので、二十九年年度の予算上出て参ります運用収入は、それに至ります。その点念のために申し上げておきます。二十九年年度予算で予定をしております積立金の利子収入は五十三億五千八百万円でありまして。

○岡委員 質問が重複してたいへん恐縮ですが、五十三億五千八百万円の中で三十五億は勤労者住宅の方へ、これは利子で出てゐるのじやなくて、積立金の中から出てゐるわけですね。その五十三億五千八百万円の利子の還元活用は、今度の予算上ではどういふやうにやつておられますか。

○久下政府委員 毎年度の年金特別会計の運営の仕方は、積立金の利子収入と保険料収入と國庫負担がおもなるも

のでありまして、これを歳入にいたしまして、そうして年度ごとに必要な給付費その他の支出をまかなつてゐるわけでございます。年度末に余りますと、これを積立金にまわす。預託するといふようなやり方でございます。また資金の運用の方は、申すまでもなく大蔵省の資金運用部におきまして計画を立て、資金運用部の審議会の議を経て決定をいたしておるわけであります。この場合は、二十九年度なら二十九年度に大体三百億程度の厚生年金の積立金が入つて来るのを一つの歳入のわくにいたしまして、他の資金運用部の歳入とあわせまして、運用計画を立てておるわけでございます。従いまして三十五億という来年度の融資計画といふのは、利子がどうであるといふようなことは考慮に入らず、資金運用部全体の計画の一環として入つてゐるわけであります。

○岡委員 それはどうなんでしょう久下さん。取扱ひ上は、財政法上そういうふうにしなければならぬといふことになつておるのですか。利子といふものはちゃんとそれだけを別途に積立てるなり、とりわけにおいて、予想される利子についてはだちに現金が手に入らないとしても、何か金融の道を講じまして、その利子だけは純然たる被保険者の福祉還元にする、それくらいのことは当然やつていいじやないかと思ふのですが、それが給付費の中にまた入つて行くといふのは、給付費の計算の中にやはり利子が入つておるわけですか。

○久下政府委員 現在の改正案につきましても、同様の考え方をしておるものであります。積立金といふものは要

するに給付に必要な財源としての運用収入である利子を生むために考へておるわけでございます。従いまして給付費に充てられますものは必ず利子が優先するといふ考へ方なんでございます。それに国庫の負担を加へましてや

つて行く。だん／＼年々給付が増して参りますことを見通しまして、将来の終局的な姿といたしましては、一定の積立金がつたつて参り、それから出る毎年の運用収入と、そのとき／＼の国庫の負担、その年の保険料収入、この三つのもので年々の給付をまかなつて行くといふようなかつ／＼になるわけでございます。それに至りますまでには、多少の、もちろん大きな出入りがございますが、来年度の厚生保険特別会計の年金勘定だけの部分で申し上げますと、保険料も収入になつております。それから運用収入も先ほど申し上げた五十三億八千万円、国庫負担が一億八千万円、合計いたしまして大体収入総額が三百九十億程度になつております。これに對しまして年金勘定の支出の総額は約七十億でございます。結局これを差引きました三百億余のものが資金運用部に預託されるというかつ／＼で、これからずつと当分毎年過して参りまして、終局的な姿を先ほど申し上げた毎年度出て来る運用収入である利子と、国庫負担と、その年の保険料で保険給付をまかなつて行くというやうなかつ／＼になるように仕組んだものでございます。従いまして利子だけ特別に別扱いにするというやうな考へ方ではやつておらぬのであります。

○岡委員 厚生年金保険の財政運営上、利子だけは積み立てて行つて、これを何か福祉に還元するといふことは、今度の法律案のような積立て保険料率なり何なりといふことになる、不可能なことだといふことになるわけですか。

○久下政府委員 不可能と申し上げてゐるのではないのでございまして、考へ方として積立金の利子収入がむしろ第一次的に保険給付の財源になる、こゝういふ建前でございまして、むしろその基礎になりましますものは、むしろそれよりも利子を生むための積立金をどうせ運用して行かなければならぬので、その場合に、ただいまの建前で申しますれば、資金運用部に預けて、その貸出しも一般市中銀行から借ります場合に比較いたしましたら、非常に低利で貸し出されておまして、非ういふやうな低利の運用で被保険者の福祉になるやうな施設、住宅、病院とかいふものに運用するといふやうな面で、還元融資は考へて行つてしかるべきものと考へております。

○岡委員 私が申し上げたいのはそのなんです。大体被保険者から保険料をとつて、それを積み立てて行く。これがある条件ができたときの被保険者の年金給付になる。ただ問題は、その積み立てて行く過程において積立金から生ずる利子なるものは、一時給付の中に入れておけるという予定をされてゐるものであるのかどうか。予定されてゐないが、たま／＼利子が出て来ておるか、これを現在では年金勘定の収入として給付に充てておられるのかという点なんです。

○久下政府委員 現在の段階で申しますれば、その点はどちらから申してもよろしいんじやないかと思ふのであります。要するに先ほど申し上げましたやうに、将来恒常的な姿になつて、年金受給者も五百万とか六百万とか、一定数に達して参りまして、その状態が続いて参りますやうな時期に到達いたしましたときのことまでを計算いたしまして、そしてそのすべての費用を原価に換算をして保険料率をきめたり、あるいは国庫の負担の率に基く計算をしたりしてゐるわけでございます。従いましてそれまでの間は、もと／＼建前としては先ほど申し上げましたやうに、そうした終局の姿につきましては、積立金の運用収入が保険給付の最も重要な財源になるといふ考へ方で仕組まれておりますので、ただ現実に、具体的に来年度の予算の例を申し上げますれば、支出総額六十九億七千万円ほどでございますが、このうち保険給付費だけで申し上げますと、五十七億ほどであります。これに對しまして歳入面は国庫負担と利子収入と保険料との三つが収入になつて参りました。来年度の例で申しますと、五十七億の保険給付に對しまして、五十三億の利子収入がありますから、これを充てたといふことも言えますし、また保険料の方で立つておつて、利子は積み立てておくのだといふことも言えると思ふのであります。その辺は別に當分の間の考へ方としては区分をして考へなくともよいやうな仕組みになつております。

○岡委員 そこで最後に、そうすると本年度七十億ばかり、その中で給付五十七億ばかり、そこで利子収入が五十三億ほどある。そうすれば年々の積立金は三百億ばかり今年もある。この三百億ばかりのものをから本来給付は払うべきものであつて、たま／＼それを預けておるから五十三億の利子が出たといふ。この法律のこのままだと三年、五年になつてもかえないで行けば、利子が入つたものは給付に充てなければ、年々雪だるまのやうに積み立てられてふえて来るといふこともあり得るわけですね。それでは厚生年金の保険財政といふものが、何らか非常に大きな打撃を受けるのか、手違いが起るといふことはないのですか。

○久下政府委員 そうでございますね、利子収入といふものは、當分の間の説明としては積立金に繰入れられまして、年々の保険料だけ保険給付をまかなつて行くのだといふやうな少くともこゝ十二、三年の間くらいまではそういう説明でよいと思ふのであります。ただ十二、三年後になりますと、こまかいところの数字はありませんが、かりに二十年後の数字で御説明申し上げますと、保険料をある程度恒常的にとつて参ります関係上、二十年後の保険料収入は三百八十五億程度でございます。これが将来ずつと続くわけでございます。ところが二十年後になりますと、保険給付所要額は四百三十六億になります。年々保険料は足らなくなりまして、その場合には結局その年に入つて参ります利息収入五百五十九億の一部を食つておるといふやうなこゝうになつてよろしいのではないかといふことになつておると思ふ。こゝういふわけでありまして、その辺は恒常的な姿になります。ピーク時のときの考へ方と、途中をどういふやうに説明して行くかといふことは、ちよつと時期によつても違ふと思ひますので、あいまに申し上げてゐるやうな点は、さやう

三

な事情があるからでございます。

○岡委員 そうすると、二十年後に四百八十億ほど給付を払わなければならぬ。ところが収入は三百七十五億しかない。そこで利子収入が五百六十億ほどあるということになれば、やはり利子というものは百七十五億入ったつて、二十年後には三百八十億ほど上まわつて来るわけですね。その利子というものは未来未劫にすつと上まわつて来るんじゃないですか。

○久下政府委員 その点は多少違ふと思うのでございまして、大体五十年ないし七十年くらいのところを押えて申し上げますれば、その点ははつきりするものでございます。今私の方で計算しておりますものでは、五十年後をとおつて申しますと、五十年後の保険給付費の総額は千五百八十四億圓というこゝたになります。これに對しまして収入になります保険料は、依然として三百八十五億にすぎません。利子収入は一、千四百六十六億圓、それから国庫の負担が、現在の法律の率で参りますと、二百四十三億圓になります。それを合せてもので保険給付をまかなうわけでありまして、このときにはまだ収入総額が千六百七十四億圓でありますので、約百億ほどそのときには余りがあります。七十年ぐらいいなると、その辺がほとんど利子収入と国庫負担と保険料との総額が千七百三十七億の収入になります。保険給付費が千七百二十九億になり、ほとんどとんとくになつてしまふ。そういったと、利子は毎年々々保険給付に充てられる、保険料はこれまで積立金にまわす余裕なしに、保険給付にまわすというこゝたになりますので、七十年ぐら

いたちますと、積立金はほとんど増加をしないわけでございます。増加せずに、全部それらの財源をもつて給付に充てて行くというか、つこうをねらつておるわけでございます。

○岡委員 どうも気の長い話で……。社会局長が来ておられるから、ちよつとお尋ねしたいのですが、実は今保険局長にお尋ねしているのは、今度厚生年金がいよいよ改正になるというこゝたで、一万八千円余の給付が受けられることになつてゐる。ぼくが思うに、日本の今一番気の毒な階層は老人だと思ふのです。これは離婚訴訟なんか見まして、やはり若いお嬢さんがしゅうと同居するのはいやだという別居訴訟が相当出てる。このころは、年寄りだつてへそくりなんかで一年や二年しのげるというやうな年寄りはないと思ふのです。そこへ持つて来て、家族の気分、若い者の気分が民主主義のはき違へで、なか／＼手荒いということになると、やはりこれは老人の生活を守つてやる、長々御苦勞様でしたというこゝたで、それをできるだけ守つてやらなくてはならぬ。ところが今のところには御存じの通り、養老院に入つていれば非常に肩身の狭いことなんですね。そうじやなく、厚生年金法で、六十、六十五ならば仕事はやめてもある程度の生活を保障してやる、老人の人權を保障する、堂々肩を張つて養老院に入れるというやうにしてやらなければならぬと思ふのです。そういう点で全国に養老施設が一体どれだけあるか、その点を厚生年金法とも関連して少しお尋ねしたいと思ふのであります。

○安田政府委員 まことにこつとも

な御説でございます。家族制度もだん／＼くずれて参りますし、経済の状況もかわつて参りましたので、年寄りが困るというこゝたは仰せの通りだと思ひます。現在養老施設としては、四百五十箇所ぐらいで、二万九千人ばかりの者がそれに収容されておるわけでございますが、まだ各町村あたりから毎年々々養老院を建てたいという希望が相当ありますので、お話のやうに養老院が足りないのではないかと、私どもは同感でございます。ただあとでお話になりましたのは、有料の老人ホームというやうなお考えだと思ふのでありますけれども、この方は現在公立的なものは神奈川県で昨年始めまして、十二人ばかり収容されておるのが一つだけでございます。私立のものも三箇所ばかり現在あると思ひます。ところが私どもまだ実績をつまびらかに知りませんけれども、非常にむずかしいと思ひますのは、計算をいたしてみますと、大体一人について八千円ぐらいい月にかかるのではないかと、この気がするのです。その内訳は、食費として四千円、三千円がいわゆる人件費その他の管理費としてかかる。あとの一千円が建物その他の臨時的な償却費というものと見ると、大体八千円かかる。そこで今お話のやうな方がそういう施設に入られると申しまして、今後毎月八千円ずつ払つて行けるかどうかというこゝたは、これは入つていただくときにかなり問題があると思ふのであります。もしそういう場合に払えなくなるといふことになりまうと、やはりこれは生活保護の取扱ひをしなければならぬ。そうして同じ施設

に生活保護の人とそうでない人を入るといふことになると、差別待遇ということが起ります。これもまずいといふやうなこゝたになりますので、そういうこゝたが一つの難点じゃないか。あるいはその老人が今後何年生きるかといふやうなこゝたで、平均余命どのくらいといふやうなことを計算いたしましたら、道算して、それでは一時にこれだけ納めなさいといふことを考えてもいわけでありまして、そういう考え方もあるのであります。しかしこれも非常に数が少うございしますから、そういうことをやつてどの程度の安全率があるか、これも非常にむずかしい問題だと思ひます。そういうやうな点があるところ有料老人ホームの一つの問題になつておるのじやないかと思ひます。そのほか郵政省あたりで年金受給者にそういう施設をつくるというやうな話があつたことを新聞で読んだことがありますが、その後どうなつておりますか、まだつまびらかに承知いたしております。

○岡委員 国立病院なんかで一般の結核患者なんか——国立病院は少し安くしておるやうですが、一般の病院では少し単価が上つてゐるから、幾らぐらいいになりますか、——一日三百三十円ぐらいいで、一箇月九千九百円ぐらいいで扱つておる。それは医者をつけ、看護婦を十人一人なら一人つけて、ちゃんとやつておる。しかもそういう病人だから、相当栄養を与えながら、一日三百三十円でやつておる。それを老人ホームに八千円などというのは、カロリーの少い、手数のかかる病人でもないし、べらぼうだと思ひます。まあそういうこゝたはいいとして、

たとえば国の方でやはり各府県につくらす。そのときに相当補助を出してやる。そこで投下資本、土地建物というやうなもの元本は、国なり県なりが見る。補助も出してやる。経営についても、あるいは保婦もいるでしょう。また事務職員もいるだろう。こういうものも県が持つというやうに、いろいろなめんどろを見て、全国的に相当老人ホームをつくらせてやる。少くともそれは厚生年金の保険料の給付で何とかやり得る。多少足し前をするといふやうなこゝたで、つくるべきじやないかとぼくは考えるのだけれども、この点たとえば今度の予算審議なんかで、お互いの案として何かそういうこゝたをお立てになつたかどうか。

○安田政府委員 その前に、八千円では高いじやないかといふことございしますが、入院料もいろいろございまして、完全看護で、完全給食で、そうして寝具まで出すというこゝたになりまして、その上で二・九点というやうなこゝたがなくなりますと、大体一日五百円になりますから、一万五千円ぐらいいなるわけでございます。これはさておきまして、八千円というのはいわゆる有料老人ホームとしてつくる場合に、公費の養老院と違つて、そういう方が氣持よく入つて生活できるようにといふことを考えますと、四畳半一部屋に一人ぐらいいの割合で計算しておるわけでありまして、いろいろ施設なんかも十分にしまして、氣持よく老後が養つて行けるというやうなことを考えますので、そのくらいかかるわけでありまして、そこで予算の話ですが、二十八年度と二十九年度に老人ホームをつくら

であります。これは結局大蔵省の査定で落ちたのでありますけれども、その理由は一応もつともなわけなんです、まだ公費で養老院に入れなければならぬような方が相当あつて、その施設も足りないと言つてゐるときに、そこまでまだ手がまわらぬじやないか、そういうような見解であつたと思うのであります。それで今府県でそういうものを建てたらというお話があつたのであります。府県で建てます場合に、やはり問題はそういう施設をつくりまして一体そういう金が出るかどうかというところが問題なんでございまして、もしそういうような金を、その人が生きてゐる間、十年なり二十年なり、はつきり出せるということになれば、これはどん／＼つくれるのじやないか、一時的な費用ならば何とかなるといふ気がいたすのであります。そこで今岡委員がおつしやつた点は、確かに私は一つの問題の解決点だと思うのであります。ことに貨幣価値の変動がはげしいときとか、あるいは貯蓄があまりできないときは、やはりそういうつた年金で、経常費というか、食費その他に充てて行くというのが一つの案だと思ひます。もし今後厚生年金の給付額がある程度上つて行きますならば、厚生年金の給付をそういう費用に充て、一人ではやつて行けないけれども、そういう施設に入るならば自分は厚生年金の給付があるからやつて行けるといふような形になると、非常にうまく行くのじやないかという考えを私は持つております。

○岡委員 こまかい問題ですけれども、これも御質問が出たかもしれませんが、厚生年金の受給者は生活保護法

との関係はどうなりますか。

○安田政府委員 生活保護法では、補足性の原則ということをお願いしております。あらゆる自分の資産を先に使つていただいて、足りないところを国が出すということでございまして、年金がもらえますならば、その人はそれだけ引かれる、こういう建前になつております。

○岡委員 とにかくにもこのごろ多少物価が安定したといつても、この程度の厚生年金の給付では足りないと思ひます。そうすると結局何やかやでいへいでおられる一般家庭の家族扶養の中にこれが包摂されて、その負担になつて来るということでは、せつかくの年金制度の意味が半減するのではないかと思ふので、この際現金を給付することにも努力しないで、何とか施設をもつて報いて行くようにしたらどうか。厚生年金の額がかりに千円であつたところで、一家にして見れば、どうせそこにおられれば家族扶養ということでやはり相当の負担がかかるわけがあります。これはやはり足りなければ生活保護法か何かで——一人だから生活保護法の適用は受けられますまいが、何とか便法が生れて来るのじやないか、問題は、老人に対し施設をもつて老後の生活を守つてやるという点について、こういう法律がせつかくつくられた機会に、何とか厚生省の方でひとつ努力をしていただきたいと私はつく／＼思ふわけであります。これで私の質問は終ります。

○青柳委員長代理 他に御質疑はございせんか。——それでは御質疑がないようでございますので、本日はこの程度で散会いたします。次回は来週火

曜日十三日午前十時より開会いたします。
午前十一時四十五分散会

昭和二十九年四月十三日印刷

昭和二十九年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局